

河合医療福祉法務事務所は5月11日、第3回静岡県医療法人事務長会をホテルクラウンパレス浜松で開催。静岡県内の医療機関事務長が多数参加した。

**病院経営の基礎から  
実務的注意事項まで解説**

最初に、医療法人社団一穂会の石岡晃専務理事が「医療福祉施設経営のKey Word」と題し講演。経営と運営の違いを、経営は収益化が目的なのに対して、運営は効率化が目的だと説明した。そのうえで、病院経営において必要なことについて、▽医療・福祉・在宅各施設の種類や役割を理解する、▽今後の医療制度・介護制度、診療報酬や介護報酬を理解する、▽地域包括ケアシステムにおける『自助』『互助』『共助』『公助』の違いを理解する、▽自法人の理念、ミッション、ビジョンを理解する、▽自法人にある施設・病棟等、他の機能も理解する、▽自院や部署の内部・外部分析を行い、自らの強みや弱みを知る、▽必要な経営

「頼むから辞めてくれ」という否定的な対応ではなく、『働けるように一緒に頑張らしましょう』と寄り添った姿勢で対応すると退職後の訴訟問題も発生しにくい」

**診療・透析を災害時にも  
提供するための備えを報告**

医療法人社団優仁会となるサンクリニックの加藤宏和事務長は、自法人における防災対策を報告。透析治療を中心にしている同院では電気と水が非常に重要であり、途絶えてしまうと153床の透析ベッドが稼働できない。そのため、建物建造時より非常用発電機や地下水の汲み上げポンプ、100トンの貯水槽を設置するなど対策を講じていた。また、発電機用に6トンの重油も貯蓄しており、試算上では90床×15時間の稼働で、5日間は運営可能としていた。しかし、加藤事務長が見直しを行うと、各所に問題が残っていることが明らかとなった。具体的には、発電機関連では、▽重油の劣化によって約10%が使用不可、▽

地域連携や各医療機関のノウハウを共有するため、河合医療福祉法務事務所は5月11日に税理士法人坂本&パートナー・アイン社会保険労務士法人・日本医療法人協会静岡県支部の後援を受け、第3回静岡県医療法人事務長会を開催した。

河合医療福祉法務事務所

**静岡県下の医療法人の  
連携や知見の共有のため  
事務長会を開催**

指標を把握する——の7つの私見を挙げた。続いて、各専門家からの講演が行われ、坂本&パートナーの大鷹紀信氏とアイン社会労務士法人の今泉雅之氏が登壇した。インボイスについて大鷹氏はQ&A方式で解説。実費精算の出張費に係る仕入税額控除は帳簿のみの保存でもよいかでは、「出張において通常必要であると認められる部分の金額については課税仕入れ、一定事項を記載した帳簿のみの保存で仕入れに係る支払い対価の額に該当するものとして取り扱われ、税額控除が認められる」と回答した。今泉氏は、問題職員への実務対応について説明。能力不足型や勤怠不良型等6つのタイプに分けられるとしつつ、時間経過によってタイプが変動し複雑化することもあるとした。そのなかで、メンタルの不調によって休職と復職を繰り返す職員に対する対応例に、日報+試し出勤同意書による対応を紹介した。

重油の供給元が1社だけで、発災時の安定供給に課題、▽発電機の修理に2〜3カ月かかる——等、水道関連では、▽日常的に使用している汲み上げポンプが10年間未点検、▽貯水タンクが70トンを下回ると注水される仕組みのため、断水のタイミング次第では早期に水不足の恐れがある——等が明らかとなった。

これらの課題に対する対応措置についても併せて報告。日常的な訓練や防災委員会で職員の意見が採用されることもあり、組織の活性化につながるとした。

**医療DXに係る報酬改定  
「次の改定につながる」**

最後に、河合医療福祉法務事務所河合吾郎代表が2024年診療報酬改定のポイントを解説。河合代表は、今次改定のキーワードとして、▽職員の処遇改善、▽医療DX、▽連携、▽リハビリ・栄養・口腔の一体的取り組み——の4つを挙げる。特に医療DX関連についての改



河合吾郎代表

定では、「次回以降の改定につながる内容が含まれている」と指摘。具体例として、生活習慣病管理料I・IIでは、「25年より運用開始予定の電子カルテ情報共有サービスを活用する場合、血液検査項目についての記載を不要とするのにあわせて、療養計画書について、患者の求めに応じて電子カルテ情報サービスにおいて患者サマリーに療養計画書の記載事項を入力した場合、療養計画書作成および交付をしているものとみなす」とあること挙げ、「次回以降の改定では、電子カルテ情報共有サービス使用を前提とした施設基準が増えると思われる」と予想した。